

建築・解体業者様へ

金沢市企業局 水道整備課長
下水道整備課長
金沢市土木局 道路管理課長

建築物の解体工事、新築・増築工事における 上下水道施設及び道路施設の損傷防止について

日頃より、本市行政にご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、解体工事・建築工事等により水道・下水道管や道路施設を損傷する事故が多く発生しています。
各位におかれましても、今一度、保安意識の向上を図り、下記事項について遵守していただきますようお願いいたします。

施設管理者としても工事現場のパトロールを強化し、指導や是正勧告に努めておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

● 水道・下水道施設

1. 水道・下水道管について

- ① 工事の前に、図面等により本管、引込管の位置・深さの確認をお願いします。
- ② 配管の近くでは、手掘りで慎重に作業を進めてください。
- ③ 万一、漏水が発生した場合は下記までご連絡願います。

2. 水道メーターボックス及び下水道公共柵について

- ① 直接、重機等を載せないようお願いします。(鉄板等で養生してください。)
- ② 付近のコンクリート取壊しは、人力等により慎重に行ってください。
- ③ 内部に土砂を入れないようお願いします。
- ④ 下水道宅内管撤去に伴う公共柵内の流入穴はコンクリート等で閉塞してください。

【連絡先】 9:00～18:00 企業局コールセンター 076-220-2555
18:00～翌 9:00 企業局緊急受付センター 0570-020274

● 道路施設

路面、側溝、ガードレール等の道路施設を損傷することのないよう、次の事項を厳守してください。

- ① 道路敷に建築用足場を設置する場合は、占用許可申請が必要となります
- ② 道路内で建設重機を使用する際には、事前協議を行い、道路施設を損傷しないように十分な養生をお願いします。
- ③ 道路側溝に解体資材やゴミ等が散逸しないよう十分に注意してください。
- ④ 万一、道路施設を損傷した場合は速やかに道路管理課に連絡し、復旧方法についての協議をしてください。
- ⑤ 電線類の地中化がなされた区域においては、埋設されている電線管にも注意してください。

【連絡先】 土木局道路管理課 076-220-2321

道路法第43条(道路に関する禁止行為)では、道路を損傷したり汚損することを禁止しており、違反者に対しては監督権を発動し、各種処分をおこなうことがあります。